京都市体育館条例の一部を改正する条例(令和4年3月30日京都市条例第55号)(文化市民局市民スポーツ振興室)

京都市体育館の利用料金の適正化を図るため、また、その他規定を整備するために、次のとおり京都市体育館条例を改正することとしました。

- 1 利用時間の区分を超えて京都市体育館を利用する場合の利用料金の上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定めます。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 5 号

京都市体育館条例の一部を改正する条例

京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考5中「に掲げる」を「の規定により計算した」に改め、同備考6中「に掲げる額」を「の規定により計算した額(5の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額)」に改め、同備考7中「に掲げる額」を「の規定により計算した額(5又は6の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額)」に改める。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区		分	利用料金(1時間につき)	
			ア	イ
競技場(全面利用)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収 しない場合	円 14,660	10,470
		入場料を徴収 する場合	46,090	36,660
	その他	入場料を徴収 しない場合	155, 040	120, 470
		入場料を徴収 する場合	217, 900	169, 710

別表第2備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市体育館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市体育館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)